

## 「日米ガイドライン」

共同発表

一九九七年九月三日

日米安全保障協議委員会・

ニューヨーク

日米同盟関係は、日本の安全の確保にとって必要不可欠なものであり、また、アジア太平洋地域における平和と安定を維持するため引き続き重要な役割を果たしている。日米同盟関係は、この地域における米国の肯定的な関与を促進するものである。この同盟関係は、自由、民主主義及び人権の尊重等の共通の価値観を反映するとともに、より安定した国際的な安全保障環境の構築のための努力を始めとする広範な日米間の協力の政治的な基礎となる。このような努力が成果を挙げることは、この地域のすべての者の利益となる。

一九七八年一月二七日の第一回日米安全保障協議委員会(SCC)で承された「日米防衛協力のための指針」(指針)は、防衛の分野における包括的な協力態勢に関する研究・協議の結果として策定された。指針の下で行われたより緊密な防衛協力のための作業には顕著なものがあり、これは、日米安全保障体制の信頼性を増進させた。

冷戦の終結にもかかわらず、アジア太平洋地域には潜在的な不安定性と不確実性が依然として存在しており、この地域における平和と安定の維持は、日本の安全のために一層重要になっている。

一九九六年四月に橋本總理大臣とクリントン大統領により発表された「日米安全保障共同宣言」は、日米安全保障関係をより強化するための具体的な目標を達成することによって、二世紀に向けてアジア太平洋地域において安定的で繁栄した情勢を維持するための基礎であり続けることを再確認した。また、総理大臣と大統領は、日本と米国との間に既に構築されている緊密な協力関係を増進するため、一九七八年の指針の見直しを開始することで意見が一致した。

一九九六年六月、日米両国政府は、一九九五年一月の日本の防衛計画の大綱及び「日米安全保障共同宣言」を踏まえて指針の見直し(見直し)を行ったため、日米安全保障協議委員会の下にある防衛協力小委員会(SDC)を改組した。(中略)

III 平素から行う協力(略)

防衛協力小委員会は、一九九六年九月の日米安全保障協議委員会による指示を受け、一九九七年秋に終了することを目的に、より効果的な日米協力を資するような考え方及び具体的な項目を洗い出すことを目標として見直しを行った(中略)

防衛協力小委員会は、新たな「日米防衛協力のための指針」を作成し、これを日米安全保障協議委員会に報告した。日米安全保障協議委員会は、以下に示す指針を了承し、公表した。この指針は一九七八年の指針に代わるものである。

I 指針の目的

この指針の目的は、平素から並びに日本に対する武力攻撃及び周辺事態に際して効果的かつ信頼性のある日米協力を実行するための堅固な基礎を構築することである。また、平素から及び緊急事態における日米両国の役割並びに協力及び調整の在り方にについて、一般的な大枠及び方向性を示すものである。

II 基本的な前提及び考え方

指針及びその下で行われる取組みは、以下の基本的な前提及び考え方方に従う。

1 日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等

日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等は、引き続き日本に対する武力攻撃に際しての共同対処行動等は、引き続き日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合には、日米両国政府は、事態の拡大を抑制するための措置をとるとともに、日本の防衛協力の中核的因素である。日本に対する武力攻撃がなされた場合には、日米両国政府は、適切に共同して対処し、極力早期にこれを排除する。

2 日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等

日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合には、日米両国政府は、情報交換及び政策協議を強化するとともに、日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等は、引き続き日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合には、日米両国政府は、適切に協力しつゝ、合意によつて選択された準備段階に従い、整合のとれた対応を確保するため必要な準備を行う。日本は、米軍の米援基盤を構築し、維持する。また、日米両国政府は、情勢の変化に応じ、情報収集及び警戒監視を強化するとともに、日本に対する武力攻撃に発展し得る行為に対応するための準備を行う。

3 日本に対する武力攻撃に際しての対応

日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合には、日米両国政府は、事態の拡大を抑制するため、外交上のものも含むあらゆる努力を払う。なお、日米両国政府は、周辺事態の変遷によっては日本に対する武力攻撃が差し迫つたものとなるよう場合もあり得ることを念頭に置きつつ、日本の防衛のための準備と周辺事態への対応又はそのための準備との間の密接な相互関係に留意する。

4 日本に対する武力攻撃に際しての対応

(1) 整合のとれた共同対処行動のための基本的な考え方

日本は、日本に対する武力攻撃がなされた場合

(イ) 日本は、日本に対する武力攻撃に即応して主導的に行動し、極力早期にこれを排除する。その際、米国は、日本に対して適切に協力する。このような日米協力の在り方は、武力攻撃の規模、態様、事態の推移等の他の要素により異なるが、これには、整合のとれた共同の他の作戦の結果を各々の具体的な政策や措置に適切な形で反映するこれが期待される。日本のすべての行為は、その時々において適用のある国内法令に従う。



得る。

(ロ) 自衛隊及び米軍が作戦を共同して実施する場合には、

双方は、整合性を確保しつつ、適時かつ適切な形で、各々の防衛力を運用する。その際、双方は、各々の陸・海・空部隊の効果的な統合運用を行う。自衛隊は、主として日本の領域及びその周辺海域において防勢作戦を行い、米軍は、自衛隊の行う作戦を支援する。米軍は、また、自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。米軍は、また、自衛隊の行う作戦を支援する。

(ハ) 米国は、兵力を適時に来援させ、日本は、これを促進するための基盤を構築し、維持する。

(イ) 作戦構想

日本に対する航空侵攻に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する航空侵攻に対処するための作戦を共同して実施する。

自衛隊は、防空のための作戦を主体的に実施する。

米軍は、自衛隊の行う作戦を支援するとともに、打撃力の使用を伴うような作戦を含め、自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。

日本に対する海面侵攻に対処するための作戦

日本周辺海域の防衛及び海上交通の保護のための作戦

自衛隊及び米軍は、日本周辺海域の防衛のための作戦

及び海上交通の保護のための作戦を共同して実施する。

自衛隊は、日本重要な港湾及び海峡の防衛、日本周辺海域における船舶の保護並びにその他の作戦を主体的に実施する。

米軍は、自衛隊の行う作戦を支援するとともに、機動打撃力の使用を伴うような作戦を含め、自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。

日本に対する着上陸侵攻に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する着上陸侵攻に対処するための作戦を共同して実施する。

自衛隊は、日本に対する着上陸侵攻を阻止し排除する

ための作戦を主体的に実施する。

米軍は、主として自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。その際、米国は、侵攻の規模、態様その他要素に応じ、極力早期に兵力を来援させ、自衛隊の行う作戦を支援する。

自衛隊及び米軍は、日本に対する着上陸侵攻を阻止する

(二) その他の脅威への対応

(i) 自衛隊は、ゲリラ・コマンドウの攻撃等日本領域に阻

止し排除するための作戦を主体的に実施する。その際、特

別機関と密接に協力し調整するとともに、事態に応じて米軍の適切な支援を受ける。

自衛隊及び米軍は、弾道ミサイル攻撃に対応するた

めに密接に協力し調整する。米軍は、日本に対し必要な情報提供するとともに、必要に応じ、打撃力を有する部隊の使用を考慮する。

(iii) 作戦に係る諸活動及びそれに必要な事項

指揮及び調整

自衛隊及び米軍は、緊密な協力の下、各々の指揮系統に従つて行動する。自衛隊及び米軍は、効果的な作戦を共同して実施するため、作戦・情報活動及び後方支援について、役割分担の決定、作戦行動の整合性の確保等についての手続をあらかじめ定めておく。

日米間の調整メカニズム

日米両国の関係機関の間における必要な調整は、日米間の調整メカニズムを通じて行われる。自衛隊及び米軍は、効果的な作戦を共同して実施するため、作戦・情報活動及び後方支援について、日米共同調整所の作用を含め、日米間の調整メカニズムを通じて相互に緊密に調整する。

通信電子活動

日米両国政府は、通信電子能力の効果的な活用を確保するため、相互に支援する。

(iv) 情報活動

日米両国政府は、効果的な作戦を共同して実施するため、情報活動について協力する。これには、情報の要求、収集、処理及び配布についての調整が含まれる。

日米両国政府は、共有した情報の保全に關し各自の責任を負う。

(v) 復旧活動

日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重

要な影響を与える場合周辺事態の協力

周辺事態は、日本の平和と安全に重要な影響を与える事態である。周辺事態の概念は、地理的なものではなく、事態の性質に着目したものである。日米両国政府は、周辺事態が発生することのないよう、外交上のものを含むあらゆる努力を払う。日米両国政府は、個々の事態の状況について共通の認識に到達した場合に、各々の行う活動を効果的に調整する。なお、周辺事態に對応する

団体が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に次の事項に配慮する。

米国は、米国製の装備品等の補給品の取得を支援し、

日本は、日本国内における補給品の航空輸送

日本は、サルベージ及び回収に関する米軍の需要についても支援を行う。

日本は、日本国内において米軍の装備品の整備を受ける。米国は、米国製の品目の整備であつて日本の整備能力が及ばないものについて支援を行う。整備の支援には、日本に応じ、整備要員の技術指導を含む。また、日本は、サルベージ及び回収に関する米軍の需要についても支援を行う。

日本は、必要に応じ、日米安全保障条約及びその関連取極に従つて新たな施設・区域を提供する。また、整備の支援には、日本に応じ、整備要員の技術指導を含む。また、日本は、サルベージ及びその関連取極に

作戦を効果的かつ効率的に実施するために必要な場合には、自衛隊及び米軍は、同条約及びその関連取極に従つて、自衛隊及び米軍の施設・区域の共同使用を実施する。

日本は、日本国内において米軍の装備品の整備を受ける。米国は、米国製の品目の整備であつて日本の整備能力が及ばないものについて支援を行う。整備の支援には、日本に応じ、整備要員の技術指導を含む。また、日本は、サルベージ及び回収に関する米軍の需要についても支援を行う。

日本は、必要に応じ、日米安全保障条約及びその関連取極に従つて新たな施設・区域を提供する。また、整備の支援には、日本に応じ、整備要員の技術指導を含む。また、日本は、サルベージ及びその関連取極に

作戦を効果的かつ効率的に実施するために必要な場合には、自衛隊及び米軍は、同条約及びその関連取極に

従つて、自衛隊及び米軍の施設・区域の共同使

用を実施する。

日本は、日本国内において米軍の装備品の整備を受ける。米国は、米国製の品目の整備であつて日本の整備能力が及ばないものについて支援を行う。整備の支援には、日本に応じ、整備要員の技術指導を含む。また、日本は、サルベージ及びその関連取極に

作戦を効果的かつ効率的に実施するために必要な場合には、自衛隊及び米軍は、同条約及びその関連取極に

従つて、自衛隊及び米軍の施設・区域の共同使

用を実施する。

日本は、日本国内において米軍の装備品の整備を受ける。米国は、米国製の品目の整備であつて日本の整備能力が及ばないものについて支援を行う。整備の支援には、日本に応じ、整備要員の技術指導を含む。また、日本は、サルベージ及びその関連取極に

作戦を効果的かつ効率的に実施するために必要な場合には、自衛隊及び米軍は、同条約及びその関連取極に

従つて、自衛隊及び米軍の施設・区域の共同使

用を実施する。

日本は、日本国内において米軍の装備品の整備を受ける。米国は、米国製の品目の整備であつて日本の整備能力が及ばないものについて支援を行う。整備の支援には、日本に応じ、整備要員の技術指導を含む。また、日本は、サルベージ及びその関連取極に

作戦を効果的かつ効率的に実施するために必要な場合には、自衛隊及び米軍は、同条約及びその関連取極に

従つて、自衛隊及び米軍の施設・区域の共同使

用を実施する。



際にとられる措置は、情勢に応じて異なり得るものである。

## 1

周辺事態が予想される場合

周辺事態が予想される場合には、日米両国政府は、その状態について共通の認識に到達するための努力を含め、情報交換及び政策協議を強化する。

同時に、日米両国政府は、事態の拡大を抑制するため、外交上のものを含むあらゆる努力を払うとともに、日米共同調整の活用を含め、日米間の調整メカニズムの運用を早期に開始する。また、日米両国政府は、適切に協力しつつ、合意によって選択された準備段階に従い、整合のとれた対応を確保するため必要な準備を行う。更に、日米両国政府は、情勢の変化に応じ、情報収集及び警戒監視を強化するとともに、情勢に対応するための即応態勢を強化する。

## 2

周辺事態への対応に際しては、日米両国政府は、事態の拡大の抑制のためのものを含む適切な措置をとる。これらの措

置は、上記IIに掲げられた基本的な前提及び考え方から、各々の判断に基づいてとられる。日米両国政府は、適切な取決めに従つて、必要に応じて相互支援を行う。協力の対象となる機能及び分野並びに協力項目例は、以下

(1) 救援活動及び避難民への対応のための措置

日米両国政府が各自主体的に行う活動における協力を得ることとなる。

(2) 救援活動の実効性を高める

日米両国政府は、各々の能力を勘案しつつ、必要に応じて協力をする。

日米両国政府は、避難民の取扱いについて、必要に応じて協力する。避難民が日本の領域に流入していく場合については、日本がその対応の在り方を決定するとともに、主として日本が責任を持つこれに対応し、米国は適切な支援を行う。

(3) 捜索・救援

日米両国政府は、捜索・救難活動について協力する。

日本は、日本領域及び周辺行動が行われている地域とは、日本を画される日本の周囲の海域において捜索・救難活動を実施する。日本は、米軍が活動している際に、は活動区域内外及びその付近での捜索・救難活動を実施する。

日本国民又は米国国民である非戦闘員を第三国から安全地帯に退避させる必要が生じる場合には、日米両国政府は、自國の国民の退避及び現地当局との関係について各々責任を有する。日米両国政府は、各々が適切であると判断する場合には、各々の有する能力を相互補完的に使用しつつ、輸送手段の確保・輸送及び施設の使用に係るものを含め、これらの非戦闘員の退避に関して、計画に際して調整し、また、実施に際して協力する。日本国民又は米国国民以外の非戦闘員については、出生じる場合には、日米両国が、各々の基準に従つて、第三国国民に対して退避に係る援助を行ふことを検討することもある。国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動

日米両国政府は、国際の平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動に対し、各々の基準に従つて寄与する。

また、日米両国政府は、各々の能力を勘案しつつ、適切に協力する。そのような協力には、情報交換、及び国際連合安全保障理事会決議に基づく船舶の検査に際しての協力が含まれる。

日米両国政府は、自衛隊及び米軍の双方の活動の実効性は、関係機関の関与を得た協力及び調整により、大きく述べられる。

後方地域支援

日本は、日米安全保障条約の目的の達成のため活動する米軍に対して、後方地域支援を行う。この後方地域支援は、日米両国政府が施設の使用及び種々の活動を効果的に行う

ことを可能とすることを主眼とするものである。そのような性質から、後方地域支援は、主として日本の領域において行われるが、戦闘行動が行われている地域とは、日本を画される日本の周囲の公海及びその上空において行わることもあると考えられる。

後方地域支援を行うに当つて、日本は、中央政府及び地方公共団体が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する。自衛隊は、日本の防衛及び公共の秩序維持のための任務の遂行と整合を図りつつ、適切にこのよだな支援を行う。

周辺事態は、日本の平和と安全に重要な影響を与えることから、自衛隊は、生命・財産の保護及び航行の安全確保を目的として、情報収集、警戒監視、機雷の除去等の活動を行う。米軍は、周辺事態により影響を受けた平和と安全の回復のための活動を行う。

自衛隊及び米軍の双方の活動の実効性は、関係機関の関

与を得た協力及び調整により、大きく述べられる。

## (3)

周辺事態における協力の対象となる機能及び分野並びに協力項目

## 目次略

### VII 指針の適時かつ適切な見直し(略)

### VI 指針の下で行われる効果的な防衛協力のための日本共の取組み略)

### V 指針の適時かつ適切な見直し(略)

### IV 指針に対する日本の支援

### III 指針の適時かつ適切な見直し(略)

### II 指針の適時かつ適切な見直し(略)

### I 指針の適時かつ適切な見直し(略)

